

資金運用委員会	資料 7
第 31 回 (H27.8.19)	

平成 27 年度答申第〇号

答 申 書 (案)

当委員会は、平成 27 年 5 月 15 日付け平成 27 年度諮問第 1 号により諮問のあった「被用者年金制度の一元化に伴う資金運用のあり方」について、下記のとおり答申する。

記

1 退職等年金給付（新 3 階）に係る基本ポートフォリオについて

退職等年金給付組合積立金の運用について、政令において株式等のリスク性資産の保有が認められる見込みであるが、国債の利回りを基に運用の見通しを考慮して基準利率が設定されることとなるため、保守的な制度設計となっている。また、制度発足当初は積立金が存在しない状態から始まるところから、地方公務員共済組合連合会（以下「地共連」という。）の退職等年金給付調整積立金に関する管理運用の方針における基本ポートフォリオは、当面は構成する資産区分については、国内債券のみとすることとされているところである。

連合会の退職等年金給付組合積立金に係る基本ポートフォリオの策定における基本的な考え方は、新たな制度として地方公務員共済組合で一体的に運営されることとなり、独自に検討する事情がないことから、地共連の管理運用の方針における基本ポートフォリオと同一とする。

	国内債券
資産構成割合	100%

(注) 給付等への対応のために必要な限度で、短期資産を保有することができる。

2 積立金の運用に関するリスク管理について

被用者年金一元化後の運用においては、ポートフォリオのリスク資産の構成割合が高まること並びにアクティブ運用資産の引き上げ、新たな運用手法の導入及び許容乖離幅の中での機動的な運用を行う可能性がある。したがって、今後の運用を行うにあたっては、移行期間も含め、リスク管理の充実・強化を図る必要がある。このため、現状のリスク管理を踏まえ、地共連の管理運用の方針との整合性を図りながら、資産全体、各資産、運用受託機関等における多面的かつ長期的な観点で管理すべき項目について、年次、月次等定期的かつ必要に応じ適切な方法でリスク状況を把握し、リスク状況に問題

が生じた場合には、柔軟かつ迅速に対応し、資金運用委員会等に報告するものとする。

なお、リスク管理の強化については、多面的かつ長期的な観点から、より適した方法の検討を引き続き行っていく必要がある。

3 運用対象の多様化（オルタナティブ資産への投資）について

厚生年金保険給付組合積立金の運用を長期的な観点から安全かつ効率的に行うことの目的として、厚生年金保険給付組合積立金の分散投資を進めため、運用対象の多様化を図ることを検討することとする。

運用対象の多様化を図る場合においては、分散投資の効果が十分に認められること、超過収益が獲得できるとの期待を裏付ける十分な根拠を得ること、及びその運用を行うのに必要な運用・リスク管理体制の整備等に留意しながら、資金運用について一般に認められている専門的な知見に基づき検討する。

4 運用手法について

連合会は、厚生年金保険給付組合積立金及び経過的長期給付組合積立金の管理及び運用に係る基本方針において、キャッシュアウト対応等の場合を除き、原則としてパッシブ運用とアクティブ運用を併用するとされているところであり、連合会はアクティブ運用を採用することでポートフォリオ全体の運用効率の改善を目指すこととする。

アクティブ運用への投資については、超過収益が獲得できるとの期待を裏付ける十分な根拠の下、合理的なリスク選択を行うことを前提に実施することとし、投資金額については、アクティブ運用で採用するファンドの属性等を踏まえて十分に検討することとする。

選定にあたっては、一次選考として、定量評価で一定評価以上の運用受託機関を対象に、二次選考として、組織・体制、運用哲学及び運用プロセス等にかかる定性評価を行った上で、運用スタイルや運用手法の違いも考慮した評価を行う。定性評価の留意点として、募集ファンドの特性に応じて、選定基準に定める評価項目以外に特に重要な項目がある場合には、当該項目を追加するなどの確な評価を行うこととする。

平成27年8月19日

資 金 運 用 委 員 会
会 長

全国市町村職員共済組合連合会
理 事 長 小 谷 隆 亮 様